

24文科施第289号
平成24年9月18日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
各 都 道 府 県 知 事 殿
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長
清 木 孝 悦

(印影印刷)

学校施設における天井等落下防止対策等の推進について（通知）

学校施設における非構造部材の耐震対策については、「学校施設の非構造部材の耐震対策の推進について」（平成24年4月26日付24文科施第28号）等により、耐震点検及び対策の速やかな実施とともに、致命的な事故が起こりやすい屋内運動場の天井等の落下防止対策を進めるようお願いしているところです。

昨年3月に発生した東日本大震災において天井や照明器具等の落下被害が多く、生徒が負傷する例があったことに加え、国土交通省において建築物の天井脱落対策に関する新たな基準への適合を義務付けることなどが検討されている状況を踏まえ、文部科学省では「学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究協力者会議」において、屋内運動場等の天井等落下防止対策を中心として、非構造部材の耐震対策を加速していくための方策等について検討を行い、このたび、中間まとめ^{*1}が取りまとめられました（別紙1）。

一方、9月4日に公表した「公立学校施設の非構造部材の耐震点検及び耐震対策の状況調査」^{*2}によると、約7割の学校において耐震点検を実施しているものの、耐震点検を実施している学校のうち何らかの耐震対策を講じている学校は約半数に留まる状況であるなど、非構造部材の耐震対策の取組は、構造体の耐震化に比べて遅れている状況が明らかになりました。

については、各学校設置者においては、本中間まとめ等を踏まえ、下記の点について留意の上、屋内運動場等の天井等落下防止対策をはじめ、非構造部材の耐震対策の一層の推進を図るとともに、このことについて、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事においては所轄の私立学校に対して周知を図られるようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会においては、別途発出した「公立学校施設における天井等落下防止対策等の加速について（通知）」（平成24年9月18日付24文科施第290号）についても留意されるようお願いいたします。また、各都道府県知事においては、「私立学校施設防災機能強化集中支援プランについて（通知）」（平成24年1月19日付23文科高第894号）^{*3}の趣旨も含め周知を図られるようお願いいたします。

記

1. 屋内運動場等の天井等の総点検及び落下防止対策の実施について

(1) 屋内運動場等の天井等の総点検の実施について

- ① 屋内運動場等（武道場や講堂等の大規模空間を持つ施設を含む。）を対象とし、落下した場合の危険性が高いとされる天井等（天井は吊り天井を指す。照明器具、バスケットゴール等高所に設置されたものを含む。）については、その緊急性に鑑み、総点検を実施されるようお願いいたします。このうち天井については、中間まとめに示された、天井の図面診断と実地診断の判断基準や進め方を解説した「屋内運動場等の天井に係る診断フローチャート」を活用しつつ、例えば、図面診断で明らかに危険性が高いことが確認できる場合は、実地診断を行うまでもなく、天井撤去などの対策を検討するなど、迅速かつ効率的に総点検を実施し、対策の必要性を判断されるようお願いいたします。
- ② 屋内運動場等の天井等の総点検を実施する際、中間まとめにおいて落下防止等の対策が必要とされた鉄骨屋根定着部下コンクリートや水平ブレースの接合部など、関連する構造体の点検についても実施に努められるようお願いいたします。

(2) 屋内運動場等の天井等落下防止対策の実施について

- ① 上記総点検により判明した施設の状況等を踏まえて、危険度の高いものから優先的に耐震対策を実施されるようお願いいたします。このうち天井については、中間まとめで示した対策の手法（i）天井撤去、ii）天井の補強による耐震化、iii）天井の撤去及び再設置、iv）落下防止ネット等の設置）を踏まえ、速やかに落下防止対策を実施されるようお願いいたします。その際、国土交通省が示した「天井脱落対策に係る技術基準原案」^{*4}やその後の技術基準の取り扱いも参考にしながら、必要な対策を検討されるようお願いいたします。
- ② 関連する構造体の対策については、耐震性がない施設の耐震化の速やかな完了を目指すとともに、中間まとめで示された定着部下コンクリートの破壊・落下防止対策、水平ブレースの耐震対策など、関連する構造体の耐震対策について検討し実施に努められるようお願いいたします。

2. その他の非構造部材の耐震点検及び耐震対策の実施について

- (1) 1. (1) 以外の非構造部材の耐震点検については、建築基準法第12条に基づく調査・点検を活用したり、学校保健安全法第27条に定める安全点検の一環として実施したりするなど、耐震化ガイドブック^{*5}で示した点検項目等に沿って、速やかに実施されるようお願いいたします。

- (2) 1. (2) 以外の非構造部材の耐震対策については、耐震化ガイドブックや耐震対策事例集^{*6}を活用しつつ、落下・転倒した場合等に生じる人的被害等の影響度から対策の優先度を検討し、速やかに実施されるようお願いいたします。

3. 国の各種支援等の積極的な活用について

- (1) 学校施設の非構造部材の耐震対策に係る財政支援については、別紙2から3の文部科学省の支援に加え、別紙4の国土交通省の社会資本整備総合交付金による

支援が講じられていることから、学校設置者においては、これらの各種支援を積極的に活用し、対策を講じられるようお願いします。また、各都道府県においては、上記交付金を活用するなどして私立学校に対する支援策の検討に努められるようお願いいたします。

(2) 文部科学省において、学校設置者（国立大学法人、地方公共団体及び学校法人等）等からの非構造部材に関する技術的な相談に的確に応じられる体制として、建築構造に加え、建築構法の専門家による「相談窓口」^{*7}を新たに設置することとしており、今後の非構造部材の耐震点検・対策の実施に当たっては、必要に応じ、相談窓口を活用されるようお願いいたします（別紙5）。

- ※1 「学校施設における天井等落下防止対策の推進に向けて」（中間まとめ）（平成24年9月）
（学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究協力者会議）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/025/toushin/1325217.htm
（中間まとめ本体はこちらからダウンロード願います）
- ※2 「公立学校施設の非構造部材の耐震点検及び耐震対策の状況調査結果について」（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/09/1325112.htm
- ※3 「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」（平成24年1月 文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/1318209.htm
- ※4 「建築物における天井脱落対策試案」に関するご意見募集について」（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000332.html
- ※5 「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」（平成22年3月 文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm
- ※6 「学校施設の非構造部材の耐震対策事例集」（平成24年3月 文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/taishin/1318736.htm
- ※7 「学校施設の耐震化推進に関する相談窓口」（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/taishin/03061201/004.htm

(本件連絡先)

【通知全体について】

大臣官房文教施設企画部施設企画課
防災推進室防災推進係
電話：03-5253-4111（内線2235）

【公立学校施設の財政支援等について】

大臣官房文教施設企画部施設助成課指導係
電話：03-5253-4111（内線2463）

【国立学校施設の財政支援等について】

大臣官房文教施設企画部計画課技術係
電話：03-5253-4111（内線2301）

【私立学校施設の財政支援等について】

高等教育局私学助成課助成第二係
電話：03-5253-4111（内線2774）

学校施設における天井等落下防止対策の推進に向けて (中間まとめ概要)

平成24年9月

「学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究協力者会議」(主査:岡田恒男 一般財団法人日本建築防災協会理事長)において、国土交通省の天井脱落対策に関する基準適合義務付けの検討等を踏まえ、本年度は致命的な事故が起こりやすい屋内運動場等の天井等落下防止対策を中心に検討。

1. 東日本大震災における学校施設の被害状況等

- ・非構造部材の耐震対策実施率は約3割に留まり、対策が遅れている状況。
- ・東日本大震災では多くの学校施設で非構造部材の被害が発生。天井被害は全面落下や余震により落下範囲が拡大した事象などが発生。



2. 学校施設が備えるべき耐震性能の考え方

- ・大地震動後でも重度の損傷や大規模な落下等による被害を起こさない。
- ・児童生徒の安全確保、応急避難場所として利用可能、地震後の教育活動の速やかな回復を図る。
- ・非構造部材については、これまでの知見を生かし適切な対策を施すことで、必要となる性能を確保。

3. 屋内運動場等の天井等落下防止対策の必要性と基本的な考え方

- ・屋内運動場等の天井等落下防止対策の必要性
- ・学校設置者による主体的な対策の実施
- ・対策を進める上での各種環境条件に関する総合的な検討
- ・屋内運動場の構造特性と天井等の挙動
- ・構造体と非構造部材の一体的な検討

4. 屋内運動場等の天井等落下防止のための緊急に講ずべき措置

○総点検の実施

- ・屋内運動場等の天井等について、緊急性に鑑み、耐震補強等の有無など具体的な対策状況の総点検を実施。その他の非構造部材の点検についても速やかに実施。
- ・図面診断と実地診断による診断フローチャートを活用し、迅速・効率的な点検を実施。
- ・点検結果等を踏まえ、施設の危険度・対策優先度を総合的に判断。

○天井等落下防止対策の実施

- ・耐震化ガイドブックに加え、国土交通省が示した天井脱落対策に係る技術基準原案も参考に、①天井撤去、②天井の補強による耐震化、③天井の撤去及び再設置、④落下防止ネット等の設置のいずれかの対策を実施。
- ・構造体の耐震補強や、鉄骨屋根定着部コンクリートの破壊・落下防止対策、水平ブレースの耐震対策など、関連する構造体の対策についても検討。

○天井等落下防止対策とあわせて緊急に講ずべき措置

- ・余震に備えた緊急点検のための体制整備、地震災害に対する防災教育の推進。

5. 天井等落下防止対策を推進するための方策

- ・天井等落下防止対策の手引きの作成、従来のガイドブック等の見直し
- ・耐震対策推進に必要な施設整備予算の確保
- ・専門家による相談窓口の設置、専門的技術者の派遣の仕組みの検討等
- ・非構造部材の地震被害メカニズムに係る調査研究の推進

非構造部材の耐震対策に係る財政支援制度

公立学校施設

(1) 事業名

学校施設環境改善交付金 防災機能強化事業

(2) 対象施設

公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校

(3) 算定割合等

算定割合：1 / 3 下限額：400万円～上限額：2億円

(過去急増市町村にあつては3億円)

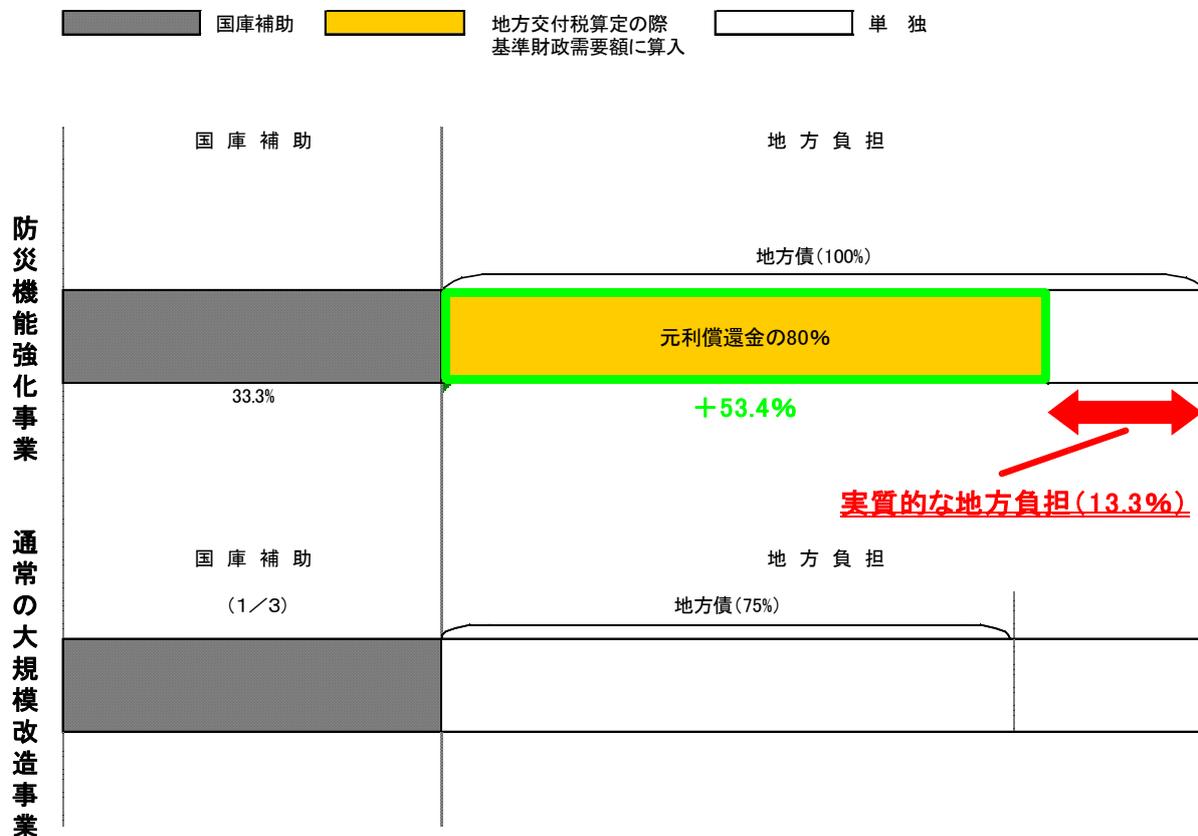
(4) 対象事業

建築非構造部材の耐震化工事

- ・外壁、建具、間仕切り等の剥落・落下防止工事
- ・天井材、照明器具等の落下防止工事
- ・設備機器の移動・転倒防止工事 等

※非構造部材の点検等に係る経費（点検～設計）は、工事に合わせて補助対象となる

<参考：防災機能強化事業（非構造部材の耐震対策）に係る財源内訳（平成24年度）>



私立学校施設

私立学校施設の非構造部材の耐震対策については、「私立学校施設防災機能強化集中支援プランについて（通知）」（平成24年1月19日付23文科高第894号）の推進により支援を図っていますので、本補助制度を活用するなどして耐震対策に取り組まれるようお願いいたします。その際、非構造部材の点検に係る経費についても、耐震対策を実施する際に合わせて前々年度実施分までを補助対象としていますので、これを活用するなどして点検に取り組まれるようお願いいたします。

(1) 事業名

私立高等学校等施設高機能化整備費補助

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助

※非構造部材の耐震対策を含め、私立学校施設の耐震化等を「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」（平成24年1月策定）として推進中

(2) 対象施設

私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校

(3) 対象事業

非構造部材の耐震対策（単体実施、耐震補強と一体実施のいずれも可）

(4) 申請単位

・100㎡以上の部屋（特別講義室や大講義室、体育館、講堂など）

・100㎡未満の部屋は、耐震補強と一体で行う工事のみが対象

※ただし、幼稚園については面積要件なし

(5) 補助対象範囲等

○補助率等

・大学、短期大学、高等専門学校 → 補助率：1/2以内
下限度額：300万円～上限度額：なし

・小、中、高等学校 等 → 補助率：1/3以内
下限度額：なし～上限度額：2億円

・幼稚園 → 補助率：1/3以内
下限度額：300万円～上限度額：1億円

※幼稚園、小、中、高等学校等の補助率は、 I_s 値0.3未満の施設の耐震補強工事と合わせて実施する場合は1/2以内

○非構造部材の点検・設計に係る経費は、工事に合わせて補助対象となる
（※点検に係る経費は、前々年度実施分まで補助対象）

※「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」では、非構造部材の耐震対策のほか、以下の支援も行っています。

○耐震性能の劣る教育研究施設を I_s 値0.7以上に引き上げる工事

○平成27年度までに着工する耐震改築（建替え）事業に対する長期低利融資制度（20年間の低利融資 小学校～大学：1～3年目 無利子、4～20年目 0.5%）

○防災機能強化事業

（備蓄倉庫、避難階段、避難路、防災トイレ、貯水槽、自家発電設備等の設置工事への補助）

■「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」のHPアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/1318209.htm

その他の交付金制度(国土交通省関係)

(1) 事業名

社会資本整備総合交付金 住宅・建築物安全ストック形成事業

(2) 対象施設

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学
※地方公共団体が行う事業及び補助する事業が対象

(3) 算定割合等

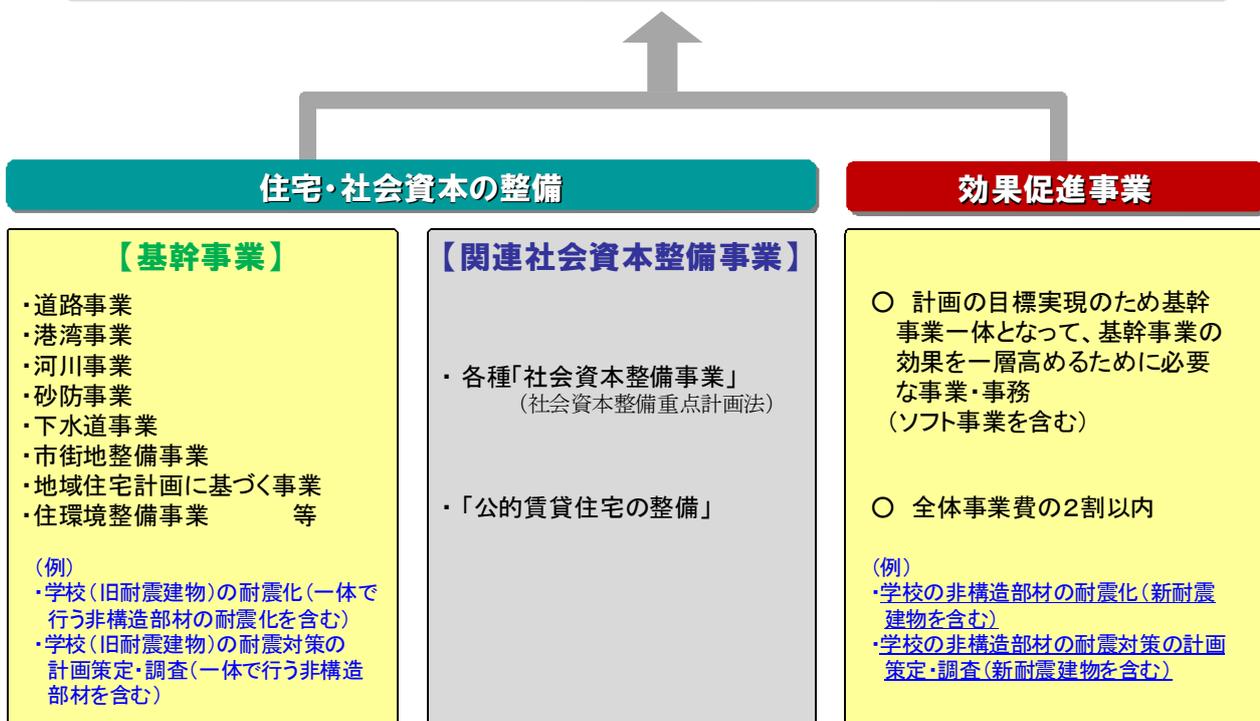
算定割合：1 / 3 (避難所の場合) など

(4) 対象事業 (効果促進事業として)

- ・学校の非構造部材のみの耐震化
 - ・学校の非構造部材のみの点検、調査、設計
- ※建物の耐震対策と一体で実施する場合には、基幹事業の対象にもなり得る。

社会資本整備総合交付金(平成24年度)

整備計画に掲げる政策目標の達成 (成果指標で事後評価)



(国土交通省作成資料を基に文部科学省で作成)

学校施設の耐震化推進に関する相談窓口の設置について

文部科学省では、以下のとおり、耐震化推進に関する相談窓口を開設しています。

今般の中間まとめを踏まえ、学校設置者等からの非構造部材に関する技術的な相談に的確に応じられる体制として、非構造部材に関する相談窓口を充実することとしています。

1. 相談窓口の設置目的等

- ・「学校施設の耐震化推進に関する調査研究協力者会議」の報告（平成15年4月）の提言等を踏まえ、学校施設の耐震化に関する情報提供機能の充実を目的とし相談窓口を設置。
- ・本相談窓口は、学校設置者（国立大学法人、地方公共団体及び学校法人等）の施設担当者、学校施設を計画・設計する実務者を対象とし相談に応じるもの。専門的・技術的相談については、本相談窓口の委員である有識者（下記【参考】参照）により回答。

2. 相談内容

- ・学校施設の耐震化の意義や基本的考え方に関する内容
- ・学校施設の耐震化に係る国庫補助に関する内容
- ・学校施設の耐震診断・耐震補強に係る専門的・技術的な内容等

【参考】「学校施設の耐震化推進に関する相談窓口」委員名簿

主査 岡田 恒男 財団法人日本建築防災協会理事長・東京大学名誉教授
(鉄筋コンクリート造担当)

村上 雅也 財団法人日本建築防災協会耐震改修支援センター長

壁谷澤 寿海 東京大学地震研究所教授

木村 秀雄 有限会社万建築設計事務所所長

中埜 良昭 東京大学生産技術研究所教授

(鉄骨造担当)

高梨 晃一 東京大学名誉教授

岡田 健良 有限会社アフェクト設計事務所代表取締役

山田 哲 東京工業大学建築物理研究センター准教授

(木造担当)

五十田 博 信州大学工学部建築学科准教授

腰原 幹雄 東京大学生産技術研究所准教授

※今後、建築構法の有識者を加える予定です。

<問い合わせ先>

大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室（相談の受付はE-mail 又はFAX となります）

※相談の際には、件名の冒頭に【相談窓口】と書いてください。

ファクシミリ番号：03-6734-3689、メールアドレス：bousai@mext.go.jp

※質疑回答の体制や過去の回答内容などについては、文部科学省ホームページをご覧ください

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/taishin/03061201/004.htm

24文科施第290号
平成24年9月18日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長
清木孝悦

(印影印刷)

公立学校施設における天井等落下防止対策等の加速について（通知）

学校施設における非構造部材の耐震対策については、「学校施設における天井等落下防止対策等の推進について」（平成24年9月18日付24文科施第289号）で示したとおり、非構造部材の耐震対策の取組が遅れている状況であり、耐震点検及び対策の速やかな実施とともに、致命的な事故が起りやすい屋内運動場の天井等については、その緊急性に鑑み、総点検の実施及び落下防止対策の実施を進めるようお願いしているところです。

公立学校施設は、児童生徒等の安全を確保する必要があるとともに、地域コミュニティの中心として防災拠点の役割を果たすことから、非構造部材の耐震対策の取組を加速することが必要と考えています。

については、平成27年度までのできるだけ早い時期に構造体の耐震化を完了させることとしていることを踏まえ、致命的な事故が起りやすい屋内運動場等の天井等については、今般下記のとおり対策を講ずべき目標年度を示すとともに、文部科学省としても財政支援に加え専門的な技術支援を強化していくこととしましたので、学校設置者が責任をもって点検し、必要な対策を実施するなど、非構造部材の耐震対策の一層の推進を図るようお願いいたします。

また、このことについて、都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会に対して周知を図るようお願いいたします。

なお、本件については、別途、各都道府県等の建築担当部局に対して協力を求める事務連絡を発出する予定であることを申し添えます。

記

1. 屋内運動場等の天井等の総点検及び落下防止対策について

(1) 公立学校施設における屋内運動場等（武道場や講堂等の大規模空間を持つ施設を含む。）の天井等（天井は吊り天井を指す。照明器具、バスケットゴール等高所に設置されたものを含む。）に対する点検については、その緊急性に鑑み、可能な限り平成25年度中に、遅くとも平成26年度までに学校設置者が責任をもって総点検の完了を目指して取り組まれるようお願いいたします。

(2) また、公立学校施設における屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成27年度までの速やかな完了を目指して取り組まれるようお願いいたします。

2. その他の非構造部材の耐震点検及び耐震対策について

(1) 公立学校施設の状況調査において、約7割の公立小中学校において耐震点検を実施しているものの、学校教職員と学校設置者の双方が点検を実施していた割合は全体の3割を下回る状況であったことから、非構造部材の耐震点検に当たっては、学校設置者が中心となって、学校教職員や設計実務者等の専門家及び関係部署と連携して速やかに実施されるようお願いいたします。

(2) 上記公立学校施設の状況調査において、耐震点検の結果を踏まえた対策が十分にできていない状況が確認されたことから、今後の学校施設の整備に当たっては、構造体の耐震化に加え、非構造部材の耐震対策についてもより重点的な課題として更なる取組を検討されるようお願いいたします。

(本件連絡先)

【非構造部材の耐震対策について】

大臣官房文教施設企画部施設企画課

防災推進室防災推進係

電話：03-5253-4111（内線2235）

【公立学校施設の財政支援制度・実態調査等について】

大臣官房文教施設企画部施設助成課指導係

電話：03-5253-4111（内線2463）